

加治木幼稚園 P T A 会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は、始良市立加治木幼稚園 P T A と称する。
第 2 条 本会は、事務所を加治木幼稚園に置く
第 3 条 本会は、加治木幼稚園園児の保護者と本園の職員をもって組織する。

第二章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は、幼稚園教育の向上発展を図ることを目的とする。
第 5 条 本会は、第 4 条の目的を達成するために下記の事業を行う。
1 幼稚園教育及び家庭教育の充実
2 会員相互の資質向上のための事業
3 その他、目的達成に必要な事業

第三章 役 員

- 第 6 条 本会に、次の役員を置く。
役員は各学級（4 名）選出の理事及び本園職員をもって構成する。
① 会長 1 名 ② 副会長 3 名（各学級 1 名 学級委員長を兼ねる）
③ 研修係 3 名（各学級 1 名） ④ 交通安全係 3 名（各学級 1 名）
⑤ 書記・会計 2 名
第 7 条 会長は、本会を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。理事は、企画運営にあたり、研修係は家庭教育学級の運営も行う。書記は、記録庶務にあたり、会計は会計を司り、会計監査委員は、会計監査にあたる。
第 8 条 会長ならびに副会長は理事会で選出し、総会の承認を受ける。理事は会員の選挙により選出する。書記ならびに会計は、会長が委嘱する。会計監査委員は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
第 9 条 役員任期は、一カ年とし、会長並びに各係の長は年中学級が担当する。

第四章 会 議

- 第 10 条 本会に下記の会を置く。
1 総会 2 理事会
第 11 条 総会は、全会員をもって構成し、年 1 回、年度始めに開く。
ただし、理事会が必要と認めた時は随時これを開くことができる。
第 12 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。
第 13 条 総会は下記のことを決議する。
1 規約の制定及び改定
2 予算の議決及び決算の承認
3 その他、目的達成に必要なこと

第 14 条 理事会は、総会の委任した範囲において下記のことを決議するが、会に対し責任を負わなければならない。

- 1 総会に提出す議案の検討
- 2 総会を開催する暇のない緊急事項
- 3 その他必要事項

第 15 条 理事会は会長が必要と認めた時これを開くことができる。

第五章 会 計

第 16 条 本会の経費は、会員の会費ならびにその他の収入をもってこれにあてる。会費は、一人当たり月額 80 円とし、これは総会の議決によるものとする。

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、年 3 回の会計監査を行う。

第六章 附 則

第 18 条 本規約を施行するに必要な細則は、理事会において決める。

第 19 条 この規約は、昭和 48 年 5 月 16 日に制定し即日実施する。

加治木幼稚園 P T A 会員の慶弔規定

第 1 条 この内規は本園 P T A 会員（職員・園児を含む）の慶弔に関し定めるものである。

第 2 条 会員が死亡した場合、次の香典をおくる。

1 金 5000 円

第 3 条 職員が結婚、出産したときは、次のお祝い金をおくる。

1 金 5000 円

第 4 条 会員が 1 ヶ月以上にわたる病気、あるいは障害事故があった時は、次の見舞金をおくる。

1 金 5000 円

第 5 条 以上の規定のほか、会員の慶弔について必要と認めた場合は、理事会の議決により処理することができる。

第 6 条 本規則は昭和 48 年 9 月より実施する。

附則	昭和 59 年 1 月 9 日	一部改正	平成 24 年 4 月 26 日	一部改正
	昭和 63 年 5 月 11 日	一部改正	平成 25 年 4 月 23 日	一部改正
	平成 6 年 3 月 9 日	一部改正	平成 26 年 4 月 25 日	一部改正
	平成 10 年 4 月 24 日	一部改正	平成 27 年 4 月 24 日	一部改正
	平成 12 年 3 月 8 日	一部改正	令和 6 年 4 月 19 日	一部改訂
	平成 13 年 4 月 25 日	一部改正		
	平成 15 年 4 月 24 日	一部改正		
	平成 16 年 4 月 21 日	一部改正		